

「年収の壁・支援強化パッケージ」における被扶養者認定について

「年収の壁・支援強化パッケージ」に対して、具体的な事務手続きを考慮したQ & Aが厚生労働省より発表されましたので、これに基づき伊藤ハム米久健康保険組合の被扶養者認定の取扱いについてお知らせいたします。

健康保険の被扶養者になるための収入要件は、

60歳未満の方は年間収入金額 130 万円未満（月額 108,334 円未満）

60歳以上及び障がい者の方は年間収入金額 180 万円未満（月額 150,000 円未満）

ですが、今回の措置にて一時的な収入変動（増加）と認められる場合においては、引き続き扶養に入ることが可能となります。

以下(1)(2)に該当される方で、上記の取り扱いを希望される場合は、他の提出書類に追加して「事業主の証明書」が必要となります。

- (1)新たに「健康保険被扶養者（異動）届」に基づく扶養認定を希望される方
- (2)今後、被扶養者資格確認(検認)の対象となった方

[事業主証明様式 \(PDF\) \[77KB\]](#)

なお、扶養認定にあたっては、全ての提出書類を確認のうえ判断しますので、必ず認定されるものではありません。

【ご参考】

- ・ [事業主の証明による被扶養者認定Q & A. pdf](#)
- ・ [年収の壁・支援強化パッケージ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)